

令和6年1月9日

保護者各位

高岡市教育委員会
学校教育課長 岩田 正弘

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用に伴う
学用品の給与申請について

この度は、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。
今回の災害で喪失又は損傷した学用品の給与を希望する方は、各学校へお申し出ください。
申請書は各学校に用意してあります。
なお、現物支給ですのでメーカー等の指定はできません。また、すでにご用意されたもの
については申請対象外となります。

記

(1) 申請期限 **令和6年1月11日(木)**

(2) 給与品目

教科書	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材
文房具	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
通学用品	傘、靴、長靴等の通学用品
その他	運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具 等

(3) 給与限度額

小学校児童	4,800円以内
中学校生徒	5,100円以内

※ 今回の災害で住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水したことにより、学用品が喪失若しくは損傷等し、使用することができず、就学上支障のある児童生徒が対象です。

※ り災証明書の写しを添付してください。(後日提出可)

※ 給与限度額を超える場合でも、内閣府との協議によって認められる場合があります。
必要な学用品について、金額に関わらず、優先度の高いものから記入願います。

事務担当 学校教育課学務係 (小山)
電話：20-1449